

# 鳥取県地方港湾審議会の委員を募集します！

県民の皆様のご意見を幅広く施策に反映するため、ご意見をいただける方を募集します。

## 【応募の概要】

- ◇ 募集人数 1名
- ◇ 任期 任命の日（令和7年10月予定）から2年間
- ◇ 開催回数 1～2回程度

## 【審議会の概要】

- ◇ 委員の役割（調査審議事項） 鳥取県が管理する重要港湾及び地方港湾に関する重要事項
- ◇ 委員報酬 県の規定により、報酬、交通費を支給します。

## 【応募要領】

- ◇ 応募資格（次の条件を全て満たす方）
  - （1）県内在住の18歳以上の方であること（令和7年4月1日現在）。
  - （2）県内で平日に開催する委員会に出席できること。
  - （3）地方公務員法第16条（欠格条項）に該当しないこと。
  - （4）鳥取県暴力団排除条例（平成23年鳥取県条例第3号）に規定する暴力団員等でないこと。
  - （5）他の執行機関及び附属機関の委員に就任していない、又は就任する予定のないこと。
  - （6）国会議員、県議会議員、市町村長、市町村議会議員及び県職員でないこと。
  - （7）鳥取港等について利活用の面から助言ができること。

### ◇ 応募方法

以下の書類を郵送、ファクシミリ、電子メール又は直接持参によって提出してください。なお、ご提出いただいた書類については返却しませんので、予めご了承ください。

#### <鳥取県地方港湾審議会公募委員応募申込書>

所定の申込書に、氏名、住所、応募の動機（400字程度）等を記入してください。

\*申込書の様式については、港湾課ホームページからダウンロードできます。

(URL : <https://www.pref.tottori.lg.jp/29953.htm>)

### ◇ 応募期限 令和7年10月17日（金）午後5時（必着）

### ◇ 選考方法及び結果通知

- （1）選考方法 応募書類を審査し決定します。
- （2）選考結果の連絡 応募された方全員に郵送等によってご連絡します。

## 【応募書類提出先】

鳥取県県土整備部河川港湾局港湾課港湾担当

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地

電話：0857-26-7312 ファクシミリ：0857-26-8310 電子メール：kouwan@pref.tottori.lg.jp